

VII 評価者倫理の保持

VII 評価者倫理の保持

本協会の公共政策系専門職大学院認証評価に従事する公共政策系専門職大学院認証評価委員会委員・幹事及び各分科会主査・委員は、公共政策系専門職大学院の質的向上及び教育・研究の改善に貢献することを使命とし、公正誠実な評価活動を行うことが求められます。

認証評価に関わる情報公開については、申請取り下げ期限である4月末以降に当該認証評価を申請する大学名及び公共政策系専門職大学院名を公表します。また、認証評価終了後には、認証評価結果及び分科会主査・委員の名簿を公表します。公共政策系専門職大学院が提出した評価に関わる調書等の資料の公表については、各大学の判断に委ねています。したがって、公共政策系専門職大学院認証評価に関わる評価者においても、各大学院が提出した調書等の資料については、評価以外の目的に使用することのないよう、また、正当な理由なく外部に情報が漏れることがないよう留意して下さい。特に、評価資料の中には、個人情報を含むものもあるため、その取り扱いには十分留意して下さい。

また、評価者には、評価対象大学との関係において、社会から評価の客観性に疑義をもたれることのないよう特段の留意が求められます。

(参照資料)

- ・公益財団法人大学基準協会 守秘義務に関する規程
- ・公益財団法人大学基準協会 評価者及び本協会事務局職員倫理規程
- ・公益財団法人大学基準協会 個人情報の保護に関する規程